

(令和6年3月11日提出)

令和6年2月議会定例会議案
(令和6年度分追加)

新 潟 市

令和6年2月議会定例会議案（令和6年度分追加）

目 次

議案第30号	令和6年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第31号	新潟市市税条例の一部改正について	4
議案第32号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	6

議案第 30 号

令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 123,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 418,623,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 11 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰入金		850,878	123,500	974,378
	2 基金繰入金	511,741	123,500	635,241
歳入	合計	418,500,000	123,500	418,623,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,410,785	123,500	42,534,285
	1 総務管理費	38,755,819	123,500	38,879,319
歳 出	合 計	418,500,000	123,500	418,623,500

議案第 3 1 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 3 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、特別の事情がある場合において、第 1 項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第 1 5 1 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、特別の事情がある場合において、第 1 項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附則第 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震に伴う令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期に関する特例）

第 4 0 条 令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期は、第 6 3 条第 1 項及び第 1 5 0 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 1 6 日から同月 3 1 日まで

第 2 期 9 月 1 6 日から同月 3 0 日まで

第 3 期 1 2 月 1 6 日から同月 2 8 日まで

第 4 期 翌年 2 月 1 6 日から同月 2 8 日まで

- 2 固定資産税及び都市計画税を口座振替の方法により納付する者の令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期は、第 6 3 条の 2 第 1 項及び第 1 5 1 条第 1 項並びに前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

7月期 7月16日から同月31日まで

8月期 8月16日から同月31日まで

9月期 9月16日から同月30日まで

10月期 10月16日から同月31日まで

11月期 11月16日から同月30日まで

12月期 12月16日から同月28日まで

1月期 翌年1月16日から同月31日まで

2月期 翌年2月16日から同月28日まで

3月期 翌年3月16日から同月31日まで

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 を次のように改める。

（基礎賦課額）

第 9 条の 3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第 1 0 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 2 条第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 3 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 2 条の 2 から第 1 2 条の 4 の 2 までを次のように改める。

第 1 2 条の 2 から第 1 2 条の 4 まで 削除

第 1 2 条の 5 を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第 1 2 条の 5 第 9 条の 3 の基礎賦課額は、6 5 0, 0 0 0 円を超えることができない。

第 1 2 条の 5 の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 1 2 条の 5 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」

を「被保険者」に改める。

第12条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の5の5を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の5の5 第12条の5の2の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第12条の5の6から第12条の5の9までを削る。

第15条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」、「、第12条の2」及び「若しくは第12条の5の5」を削り、「増加又は減少した」を「増加若しくは減少した」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者となつた場合」を加え、「若しくは第12条の4」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」を削り、同条第2項中「、第12条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第12条の5の5」及び「若しくは第12条の4」を削る。

第17条第1項中「又は第12条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の5の5」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第5項中「又は第12条の2」を削る。

第17条の3第1項中「又は第12条の4」を削り、同条第3項中「又は第12条の4」及び「又は第12条の5の7」を削り、同条第4項第1号中「又は第12条の4」を削り、同条第6項中「又は第12条の4」及び「又は第12条の5の7」を削る。

第17条の4第1項中「又は第12条の2」を削り、同条第2項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の5の5」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第3項及び第4項中「又は第12条の2」を削り、同条第5項中「又は第12条の2」及び「又

は第12条の5の5」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第6項中「又は第12条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

